

# 決定に時間 日本の遅れ象徴

**【解説】** 性同一性障害者の人の性別変更に関する手術を事実上求める特例法の規定について、25日の最高裁大法廷決定は、望まないのにメスを入れなければならない現状を「身体への侵襲」と位置付けて適憲と判断した。手術を経ない性別変更で生じる社会的混乱は限定的と捉え、性自認に基づく生き方を尊重する方向へかじを切る転換点と評する。

特例法上、性別変更は当事者が2人以上の医師から診断を受けているのを前提とし、心身の性が一致しないことの客観性を担保している。社会生活に欠かせない戸籍を自認の性へ変更するため、必要のない手術まで求めるのは「医学的」に等しい面があった。

2004年の特例法施行当時、手術要件は海外の法制度を参考にした規定だったが、各国では人権上の観点から次々と廃止されてきた。今回の決定は、20年近くも年月を要したのは、性的少数者の権利擁護の議論が国境を越えて連带的に共有される中、日本では遅まき過ぎた現実を象徴している。

少数者の尊重は6月のLGBT理解増進法成立や、性同一性障害者の人の職場トイレ制限を巡る7月の最高裁の違法判決と併せ、重要性が増している。

# 性自認尊重へ転換点

利用の場面で特に問題となる外観要件は今回の決定で積み残しとなり、社会的なルールをどうしていくか課題は残った。自認の性で生きる権利を誰もが妨げられない社会をどう構築するが、幅広い議論が求められている。

(興路健佑・共同)

## 申立人性別変更は持ち越し

性別変更の妨げになっていた「生殖能力要件」を違憲としたが日の最高裁決定に、当事者からは性の多様性を認める社会の実現を期待する声が上がった。ただ申立人自身の性別変更が認められるかどうかの結論は持ち越された。

大阪公立大の東優子教授(性科学) 本人の意思に反して性器を傷つけるような手術を強いることは著しい人権侵害で、国際的にも見直しが進められてきた。最高裁は、この観点から生殖能力をなくす手術を性別変更の事実上の要件とする規定を違憲としたが、性別変更後の性器部分に似た外観を持つとの規定も、同じ理由で違憲となるべきだったと考える。性同一性障害特例法は、定義などに制定当時の古い概念が残っており、法改正の際に一体で見直す必要がある。

### 外観要件 一体で見直しを

### 識者談話

GID(性同一性障害)学会理事長の中塚幹也・岡山大学大学院教授 手術要件は、性同一性障害特例法の制定時には大きな議論は呼ばなかったが、その後医学的知見が集まり社会の理解も進んで、人権的に問題だと考えが広まるようになってきた。今回の決定は当然の方向だ。ただ手術に対する保険適用が不十分なことや、「子がいないこと」など、他の要件によっても性別変更が妨げられている現状を忘れてはならない。立法府では、こうした課題も併せて議論してほしい。

「まだ、人生を生きる上で落着いて考えられるようになって」と語った。

今月、静岡県浜松市支部の審判で男性への性別変更が認められた鈴木けんさん(40)＝浜松市＝は今回の違憲判断について「問題が可視化された。今後、法律を見直し、性の多様性が認められる社会になれば」と話した。



最高裁の決定を受け記者会見する、代理人の岡井謙士(右)と吉田弁護士(左)。(25日午後、東京・興路の司法記者クラブ)

「いい」と評価しつつ、外観要件を巡る今後の議論については「性自認に基づき生活する権利が重要なという前提が、抽象的な不安でゆがめられる怖さがある」と懸念を示した。

生殖能力要件を「現時点では合憲」とした2019年最高裁決定の家事審判の申立人、白井崇人さん(50)＝岡山県新庄村＝はオンラインで記者会見し「当然の結果でほっとした。いろんな人の(努力の)積み重ねで歴史がつくられていくと感じた」と笑顔。手術をしない選択ができる

され、申立人は代理人を通じて「予想外な結果で大変驚いています。性別変更は今回の審判でかわらず、先延ばしになったことは非常に残念」とのコメントを出した。

最高裁で決定文を受け取った代理人の岡井謙士は、電話で伝えた。外観要件も違憲とした反対意見があったことを知り「分かってくれている裁判官もいて安心した」と泣き崩れたという。

護士、吉田昌史弁護士は東京部内で記者会見し、外観要件が再審理となるため、岡井護士は「申立人の不自由や不利が、社会生活の不安は解決せず、苦しい状態は続いている」とと複雑な表情を見せた。

申立人には決定内容を電話で伝えた。外観要件も違憲とした反対意見があったことを知り「分かってくれている裁判官もいて安心した」と泣き崩れたという。